

社会福祉法人元気の里とから職員の交通違反及び交通事故に係る処分に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、職員が交通違反をし、又は交通事故を起こした場合の当該職員の処分等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通違反 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）に規定する違反行為をいう。
- (2) 交通事故 法第72条第1項に規定する交通事故をいう。

(交通違反等の報告)

第3条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、交通違反・事故報告書（別記様式）により任命権者に報告しなければならない。

- (1) 勤務中に交通違反をし、又は交通事故を起こしたとき。
- (2) 勤務外において交通違反（飲酒運転、無免許運転及び速度超過（最高速度を30キロメートル毎時（高速自動車国道等においては40キロメートル毎時）以上超えるものに限る。）をし、又は交通事故（単独事故を除く。）を起こしたとき。

2 職員は、勤務外において交通違反（前項の規定により任命権者に報告する場合を除く。）をしたときは、口頭により所属長に報告しなければならない。

(審査の対象等)

第4条 交通違反及び交通事故の審査の対象は、別表第1の左欄に掲げる交通違反及び交通事故の程度に掲げるとおりとする。この場合における交通事故の審査については、死傷事故にあつては相手方に生じた被害の程度について、物損事故にあつては公用車に生じた損害の程度について行うものとする。

2 前項の審査は、点数制によることとし、別表第1の左欄に掲げる交通違反及び交通事故の程度に応じ、同表の右欄に掲げる点数の合計によって判定するものとする。この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定めるところにより点数を算定するものとする。

- (1) 前条に規定する報告を怠った場合 査定のうえ加点する。
- (2) この基準の規定による処分を受けた職員が、当該処分を受けた日から起算して1年以内に再びこの基準の規定による処分を受けることとなる場合 前回の処分に係る点数を加算することができる。

(3) 人身事故又は物損事故について、過失割合がある場合 別表第1に掲げる点数に当該過失割合を乗じて得た数（この数に1点未満の端数が生じたときは、その数を切り捨てるものとする。）とする。

(処分の基準)

第5条 交通違反及び交通事故に係る処分は、別表第2の左欄に掲げる点数に応じ、同表の右欄に掲げる処分基準により行うものとする。この場合において、算定した昇給後の額に1円未満の端数を生じたときは、その額は切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該処分が著しく妥当性を欠くと認められる場合、又は特別な事情がある場合には、これを変更することができる。

(同乗者の処分)

第6条 前条の処分を受けた職員の自動車（公用車及び自家用車をいう。）に職員が同乗していた場合は、同条により処分を受けた職員を基準として処分をすることができる。

(委任)

第7条 この基準の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

交通違反及び交通事故の程度			点数
交通違反	酒酔い運転		31点
	酒気帯び運転	呼気1ミリリットルにつき0.25ミリグラム以上	25点
		呼気1ミリリットルにつき0.15ミリグラム以上 0.25ミリグラム未満	22点
	無免許運転		25点
	速度超過	最高速度を50キロメートル毎時以上超える場合	20点
		最高速度を30キロメートル毎時（高速自動車国道等においては40キロメートル毎時）以上超える場合（50キロメートル毎時以上超える場合を除く。）	12点
交通事故	死傷事故	死亡	30点
		重傷（医師の診断が30日以上の場合）	28点
		軽傷（医師の診断が15日以上30日未満の場合）	25点
		軽傷（医師の診断が15日未満の場合）	22点
	物損事故（勤務中（通勤途中を含む。）に起こしたものに限る。）	1,000,000円以上	20点
		500,000円以上1,000,000円未満	18点
		200,000円以上500,000円未満	13点
		200,000円未満	10点
措置義務違反	ひき逃げ	31点	
	あて逃げ	28点	
その他	報告書を必要としないもの。	第3条2項により口頭にて報告された軽微な処分。	理事長が決定
	報告義務違反	書面及び口頭にて報告をしなかった者	理事長が決定

備考

- 1 酒酔い運転とは、法第65条第1項の規定に違反する行為のうち、酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。）で運転する行為をいう。
- 2 酒気帯び運転とは、法第65条第1項の規定に違反する行為のうち道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第44条の3に定める程度以上のアルコールを保有する状態で運転する行為をいう。
- 3 無免許運転とは、法第64条の規定に違反する行為をいう。
- 4 速度超過とは、法第22条の規定に違反して最高速度を超える速度で運転する行為をいう。
- 5 措置義務違反とは、法第72条第1項の規定に違反する行為をいう。

別表第2（第5条関係）

点数	処分の基準	
	身分等の取扱い	定期昇給等の取扱い
31点以上	免職	
28点以上31点未満	停職、減給30%を12か月	減給及び降格
25点以上28点未満	停職、減給25%を12か月	減給及び降格
22点以上25点未満	停職、減給20%を12か月	減給
19点以上22点未満	減給20%を6か月	減給
16点以上19点未満	減給15%を6か月	昇給停止
13点以上16点未満	減給10%を6か月	次期昇給標準の2分の1
10点以上13点未満	戒告	次期昇給標準の2分の1
6点以上10点未満	訓告	
1点以上6点未満	嚴重注意	

備考 次期昇給標準とは、職員の給与に関する規定をいう。

賞与の処分については、理事長が定める。

停職の期間は理事長が定める。

減給の額は理事長が定める。

交通違反・事故報告書

平成 年 月 日

（理事長及び所属長）あて

報告者 所属
職
氏名

元気の里とから職員の交通違反及び交通事故に係る処分に関する基準第3条により、
下記のとおり報告いたします。

- 1 違反・事故 交通違反・交通事故（人身・物損）
- 2 発生の日時
- 3 発生の場所

- 4 相手の住所・氏名・勤務先

- 5 発生の状況
